

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十二号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の二中「

| | | | | |
|---|---|---|----|--|
| 年 | 月 | 日 | 性別 | |
|---|---|---|----|--|

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|

」に改める。

様式第一号の三中

「

| | | | | |
|---|---|---|---|----|
| 生 | 年 | 月 | 日 | 性別 |
|---|---|---|---|----|

」を「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 生 | 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|---|

」

に改める。

様式第一号の七中

「

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|---|---|---|--|---|---|--|---|---|---|---|
| 性 | 別 | | 生 | 年 | 月 | 日 | | 性 | 別 | | 生 | 年 | 月 | 日 |
|---|---|--|---|---|---|---|--|---|---|--|---|---|---|---|

」

「

| |
|--|
| |
|--|

」を「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 生 | 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|---|

」

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 生 | 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|---|

」

に改める。

様式第一号の八中

「

| | | | | |
|---|---|---|----|--|
| 年 | 月 | 日 | 性別 | |
|---|---|---|----|--|

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 年 | 月 | 日 |
|---|---|---|

」に改める。

様式第一号の十一中

「

| | | | |
|--|--|--|-----|
| | | | 男・女 |
|--|--|--|-----|

」を「

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

」

に改める。

様式第一号の十二中「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 冊 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 |
|---|---|---|---|---|

」を「

」

冊 冊 冊
」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。